

第13回
公募締切
3/26

補助金活用サポートサービス

ShareVision

事業再構築補助金

令和5年度補正予算 中小企業等事業再構築促進事業



申請枠

成長分野進出枠

通常類型

補助金上限 最大 6,000 万円

GX進出類型

補助金上限 最大 8,000 万円

コロナ回復加速化枠

最低賃金類型

補助金上限 最大 1,500 万円

補助率

成長分野進出枠

通常類型

GX進出類型

中小企業 1/2
(大規模な賃上げは2/3)

中堅企業 1/3
(大規模な賃上げは1/2)

コロナ回復加速化枠

最低賃金類型

中小企業 3/4(一部2/3)

中堅企業 2/3(一部1/2)

※詳細は裏面をご参照下さい。

基本要件

以下の要件を満たしている企業が対象となります。

- 1 事業再構築指針に示す「事業再構築」の定義に該当する事業であること。
- 2 事業計画を金融機関等や認定経営革新等支援機関と策定し、確認を受けている中小企業等。
- 3 補助事業終了後3～5年で付加価値額年平均成長率3.0～4.0% (事業類型により異なる)以上増加の達成。

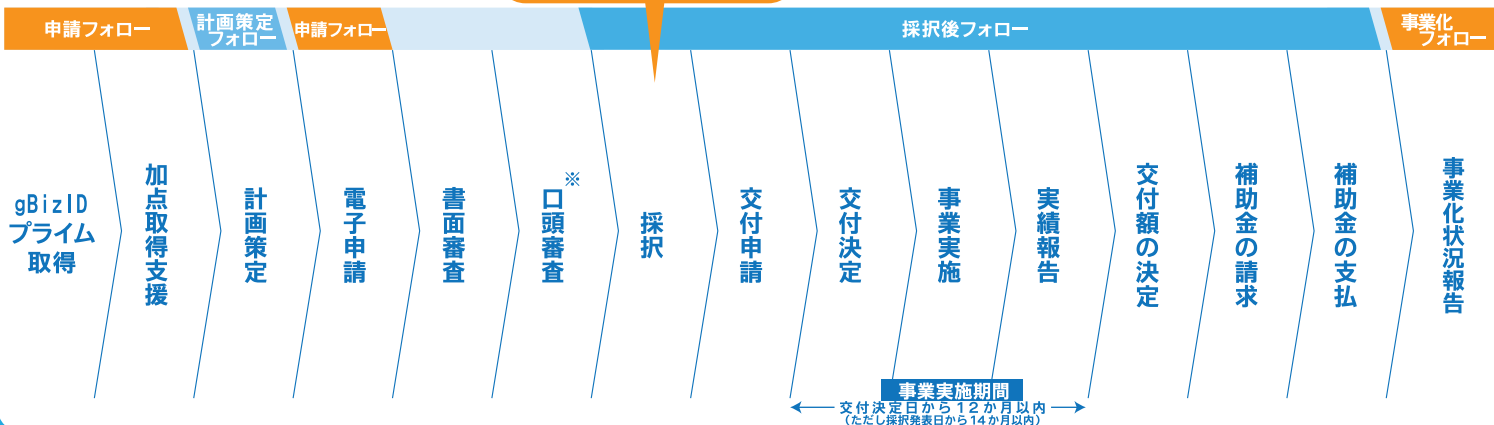
加点項目

- コロナで抱えた債務の借り換えを行っている事業者 → 申請時、コロナ借換保証等で既往債務を借り換えている
- コロナ回復加速化枠(最低賃金類型)への申請
- 経済産業省が行うEBPMの取組への協力
- パートナーシップ構築宣言を行っている事業者 → 「パートナーシップ構築宣言」を行う
- 特定事業者であり、中小企業者でない者 → 従業員数が500人以下で資本金10億円未満(製造業の場合)※業種により異なる
- 健康経営優良法人に認定された事業者
- 大幅な賃上げを実施する事業者 → 賃上げ幅が大きいほど追加で加点
- 事業場内最低賃金引上げを実施する事業者 → 水準が高いほど追加で加点
- ワーク・ライフ・バランス等の取組に対する加点
- 技術情報管理認証制度の認証を取得している事業者
- 成長加速マッチングサービスに登録している事業者

申請からの流れ

採択発表
2025年6月下旬～7月上旬頃予定

※一定の審査基準を満たした事業者には、口頭審査が行われます。なお、電子申請が完了した事業者から随時受験日時が案内されるため、早めの対応が有利となります。



申請枠の種類

成長分野進出枠

通常類型

ポストコロナに対応した、成長分野への大胆な事業再構築にこれから取り組む事業者や、国内市場縮小等の構造的な課題に直面している業種・業態の事業者が取り組む事業再構築を支援する類型です。

補助対象事業の要件

市場拡大要件を満たして申請する場合

基本要件
※表面参照
付加価値額
4.0%以上



事業終了後3～5年で給与支給総額を年平均成長率2%以上増加させること

市場縮小要件を満たして申請する場合

基本要件
※表面参照
付加価値額
4.0%以上



廃業を伴う場合は、廃業費が最大2,000万円上乘せされます

補助金額・補助率

従業員数	補助金額*	補助率*
20人以下	100万～1,500万円(2,000万円)	中小企業 1/2 (2/3) 中堅企業 1/3 (1/2)
21～50人	100万～3,000万円(4,000万円)	
51～100人	100万～4,000万円(5,000万円)	
101人以上	100万～6,000万円(7,000万円)	

※ () 内は短期に大規模な賃上げを行う場合。補助事業期間内に、①給与支給総額を年平均+6%以上増加 ②事業場内最低賃金を年額+45円以上の水準で引き上げ。

GX進出類型

ポストコロナに対応した、グリーン成長戦略「実行計画」14分野の課題の解決に資する取組をこれから行う事業者の事業再構築を支援する類型です。

補助対象事業の要件

基本要件
※表面参照
付加価値額
4.0%以上



①グリーン成長戦略「実行計画」14分野に掲げられた課題の解決に資する取組に該当している
②事業終了後3～5年で給与支給総額を年平均成長率2%以上増加させること

補助金額・補助率

規模	従業員数	補助金額*	補助率*
中小企業	20人以下	100万～3,000万円(4,000万円)	中小企業 1/2 (2/3) 中堅企業 1/3 (1/2)
	21～50人	100万～5,000万円(6,000万円)	
	51～100人	100万～7,000万円(8,000万円)	
	101人以上	100万～8,000万円(1億円)	
中堅企業	—	100万～1億円(1.5億円)	

※ () 内は短期に大規模な賃上げを行う場合。補助事業期間内に、①給与支給総額を年平均+6%以上増加 ②事業場内最低賃金を年額+45円以上の水準で引き上げ。

コロナ回復加速化枠

最低賃金類型

コロナ禍が終息した今、最低賃金引上げの影響を大きく受ける事業者の事業再構築を支援する類型です。

補助対象事業の要件

基本要件
※表面参照
付加価値額
3.0%以上



①コロナ借り換え保証等で既往債務を借り換えていること(任意)
②2023年10月～2024年9月までの間で3ヶ月以上最低賃金+50円以内で雇用している従業員が全従業員の10%以上いること

補助金額・補助率

従業員数	補助金額	補助率
5人以下	100万～500万円	中小企業 3/4 (①に該当しない場合は2/3) 中堅企業 2/3 (①に該当しない場合は1/2)
6～20人	100万～1,000万円	
21人以上	100万～1,500万円	



お問い合わせはこちら

Email : info@svltd.co.jp
TEL : 03-6256-9883

サービス提供会社



シェアビジョン株式会社 代表取締役 小林卓矢
認定経営革新等支援機関
(関財金1第745号20171020関東第8号)

<https://svltd.co.jp/>

